

FA0122

税務署長

年 月 日

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の

申告書B

第一表

(平成二十八年分以降用)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

住所、個人番号、フリガナ、氏名、性別、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、生年月日、電話番号、自宅・勤務先・携帯

Main table with columns for Income (収入金額等), Tax (税金), Calculation (計算), and Other (その他). Includes sub-sections for '所得金額' and '所得から差し引かれる金額'.

納管、事業、住民、資産、総合、分離、検算、通信日付印、年月日、連号

士印、税理士番号、税理士法第30条の書面提出有、税理士法第33条の2の書面提出有



# 平成 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定申告書 添付書類台紙

住所 (又は事業所、事務所、居所など)		フリガナ 氏名	
------------------------	--	------------	--

② の り し ろ

## 源泉徴収票 (原本)

① の り し ろ

## 本人確認書類 (写)

### ◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。

(表面)



(裏面)



### ◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

「Ⅰ 番号確認書類」の写しと「Ⅱ 身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

#### Ⅰ 番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》

- ・通知カード
- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限りです。)

などのうちいずれか1つ



#### Ⅱ 身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し》

- ・運転免許証
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード

などのうちいずれか1つ

- 申告に当たっては、上記①②及び裏面の③から⑥の書類 (該当するものに限りです。) などを、この台紙に順番にのりづけし申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください (源泉徴収票は提出が必要です。)
- 医療費の領収書等は、この台紙に貼らずに、医療費の明細書(封筒)や適宜の封筒に入れて提出してください。

⑨ のりしろ

⑧ のりしろ

⑦ のりしろ

⑥ のりしろ

社会保険料  
小規模企業共済等掛金 控除関係書類

⑤ のりしろ

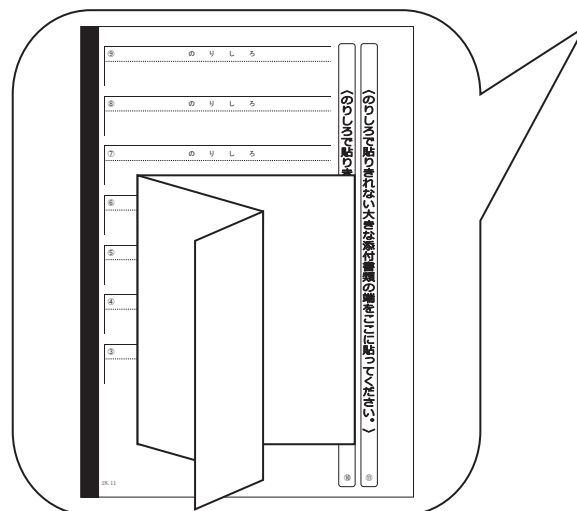
生命保険料控除関係書類

④ のりしろ

地震保険料控除関係書類

③ のりしろ

寄附金控除関係書類



〈のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。〉

〈のりしろで貼りきれない大きな添付書類の端をここに貼ってください。〉

⑩

⑪

住所 又は 事業所 事務所 居所など	〒	個人番号 ※ 個人番号は複写されません	
	フリガナ		氏名
性別		職業	
男		世帯主の氏名	
女		世帯主との続柄	
平成 年 1 月 1 日 住所	生年月日	電話番号	自宅・勤務先・携帯

		(単位は円)	種類	青色	分離	国出	損失	修正	特農の特表	特農の特示	整理番号	翌年以降送付不要	
収入金額等	事業	営業等	ア										
		農業	イ										
		不動産	ウ										
		利子	エ										
		配当	オ										
		給与	カ										
	雑	公的年金等	キ										
		その他	ク										
	総合譲渡	短期	ケ										
		長期	コ										
	一時	サ											
所得金額	事業	営業等	①										
		農業	②										
		不動産	③										
		利子	④										
		配当	⑤										
		給与	⑥										
		雑	⑦										
		総合譲渡・一時	⑧										
		合計	⑨										
	所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩										
医療費控除		⑪											
社会保険料控除		⑫											
小規模企業共済等掛金控除		⑬											
生命保険料控除		⑭											
地震保険料控除		⑮											
寄附金控除		⑯											
寡婦・寡夫控除		⑰										0000	
勤労学生・障害者控除		⑱~⑳										0000	
配偶者(特別)控除		㉑~㉒										0000	
扶養控除	㉓										0000		
基礎控除	㉔										0000		
合計	㉕												
税	課税される所得金額	(9-25)又は第三表上の26に対する税額又は第三表の26	26									000	
	配当控除	28											
	差引所得税額	(27-28-29-30-31-32-33-34-35-36-37)	38										
	災害減免額	39											
	復興特別所得税額	(40×2.1%)	41										
	所得税及び復興特別所得税の額	(40+41)	42										
	外国税額控除	43											
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	(42-43-44)	45										
	所得税及び復興特別所得税の納める税金	(45-46)	47									00	
	還付される税金	(48)	48									△	
その他	配偶者の合計所得金額	49											
	専従者給与(控除)額の合計額	50											
	青色申告特別控除額	51											
	雑所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	52											
	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	53											
	本年分で差し引く繰越損失額	54											
	平均課税対象金額	55											
	変動・臨時所得金額	56											
	申告期限までに納付する金額	57										00	
	延納届出額	58										0000	
還付される税金の場	銀行・金庫・組合・農協・漁協												
	郵便局												
	預金種類	普通	当座	納税準備	貯蓄								
	名等												
	口座番号												
	記号番号												

第一表 この用紙は控用です。復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

税理士印  
署名押印  
電話番号

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

○ 收受事実を確認されたい方は、收受日付印を押なつしますので、申告書提出時に請求してください(内容を証明するものではありません。)

※ 所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。

○ この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要があります。



平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号

控

住所 氏名

所得から差し引かれる金額に関する事項

Table with 10-23 items including damage compensation, medical expenses, social insurance, and dependent exemptions.

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table for income breakdown with columns for income type, amount, and source tax.

雑所得 (公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

Table for miscellaneous income with columns for type, amount, and expenses.

特例適用条文等

Table for special provisions.

事業専従者に関する事項

Table for business dependents with columns for name, ID, and work details.

住民税・事業税に関する事項

Table for resident and business taxes with columns for family name, ID, and tax amounts.

Table for non-taxable income and business tax with columns for amount and type.

Table for dependent exemption details with columns for name, address, and amount.

第二表 この用紙は控用です。